

# AI時代の知的財産権検討会（第12回）の深掘り分析レポート

作成者: Manus AI 作成日: 2026年4月24日

## 1. はじめに

2026年4月23日、内閣府知的財産戦略推進事務局が主催する「AI時代の知的財産権検討会（第12回）」が開催されました [1]。本検討会では、生成AIの急速な普及に伴う著作権等の知的財産権の保護と、AI技術の発展・利活用の両立を目指す「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」を中心に議論が行われました。

本レポートでは、第12回検討会の配付資料、パブリックコメントの結果、および各ステークホルダーからの意見書を基に、検討会の内容と社会的な反響を深掘りして分析します。

## 2. プリンシプル・コード（案）の全体像と「3本の柱」

「プリンシプル・コード（案）」は、現行の著作権法（第30条の4等）の解釈を整理した第1フェーズから一歩進み、新たな規範を創設する第2フェーズとして位置づけられています [7]。法的拘束力はないものの、遵守しない場合は「なぜ遵守しないか」の説明を求める「コンプライ・オア・エクスプレイン方式」を採用し、実質的な遵守を促す日本独自の「柔軟なルール（ソフトロー）」として機能することが期待されています [3] [7]。

本コードは、以下の「3本の柱」から構成されています [7]。

原則	概要	目的
原則 1：透明性の確保と概要開示	生成 AI 事業者は、学習データの種類、クローラの識別子、知財保護方針などをコーポレートサイト等で一般公開する。	アカウントビリティを果たし、透明性を確保する。
原則 2：権利者からの詳細開示要求への対応	訴訟準備等の法的手続を検討中の権利者に対し、営業秘密に配慮しつつ、学習データに関する詳細な情報を提供する。	権利者の正当な権利行使を支援する。
原則 3：利用者からの学習対象照会への対応	AI 生成物の利用者が、特定のドメインが学習データに含まれているかを確認できる窓口を整備する。	利用者が安心して AI 生成物を利用できる環境を構築する。

### 3. ステークホルダーの反応と二極化する構図

第 12 回検討会に向けて提出されたパブリックコメントや各団体の意見書からは、権利者側と AI 事業者側の意見が真っ向から対立し、二極化している構図が浮き彫りになりました [2] [7]。

#### 3.1 権利者側（クリエイター、メディア、出版・音楽業界）の主張

権利者側は、プリンシプル・コードの策定自体は「一歩前進」と評価しつつも、法的強制力が乏しい点に強い懸念を示しています。

- **日本新聞協会・日本民間放送連盟**：AI 検索サービス（RAG 等）による報道コンテンツへの「フリーライド（ただ乗り）」や「ゼロクリックサーチ」が、報道機関の経営基盤や民主主義を脅かしていると指摘しています [5]。権利者が利用拒否できる「オプトアウト」の尊重を法的義務とする著作権法改正や、Google 等の海外事業者に対するルール遵守の徹底を強く求めています [5]。
- **日本書籍出版協会等**：商業目的の AI 開発においては、権利者との事前合意（許諾・ライセンス）に基づく学習を原則とすべきと主張しています。また、出力段階での類似性判定（フィルタリング）の強化や、海賊版サイトからの学習排除のプロセス開示を求めています。

- **日本レコード協会（RIAJ）・IFPI**：EU AI 法のように、リスク管理や透明性確保の取り組みについて法的義務付けを検討すべきと主張しています。また、営業秘密を理由とした開示拒否によってコードが骨抜きになることを危惧しています。

### 3.2 AI 事業者側（スタートアップ、経済界）の主張

一方、AI 事業者側（ABEJA 等 11 社による共同意見書など）は、過度な規制が日本の AI 開発競争力を削ぐとして強く反発しています [4]。

- **営業秘密と競争力への懸念**：原則 1～3 で求められる開示内容には、AI 事業者のノウハウやセキュリティ上の要守秘事項が多く含まれており、開示による競争力低下を懸念しています [4]。
- **EU AI Act との不整合**：原則 2 および 3 に相当する要求は EU AI Act にも存在せず、国際的な潮流から逸脱していると指摘しています [4]。
- **実務上の負担**：原則 3（利用者からの照会対応）については、実務上のニーズが乏しいにもかかわらず事業者への負担が過大であるとして、削除を求めています [4]。また、オープンソースモデルを利用する事業者への適用除外など、柔軟な運用を求めています。

## 4. 社会的反響と今後の展望

第 12 回検討会の開催前後で、メディアや業界団体から多くの反応が寄せられました。

- **自民党の提言案**：自民党は、AI 法に罰則規定がないことを問題視し、著作権侵害のコンテンツ生成が多い悪質な事業者に対しては、罰則を含めた実効性ある対策を検討するよう政府に求める提言案をまとめました [6]。
- **クリエイターの意識**：アンケート調査によれば、クリエイターの 93% が透明性の重要性を認識し、80% 以上がオプトイン等の強い同意管理を支持しています [7]。日本漫画家協会なども、AI の無断学習に対する懸念を表明する共同声明を出しています。

**今後の課題** プリンシプル・コードは「ソフトロー」としての第一歩ですが、権利者側からは「実効性が低い場合は著作権法改正（第30条の4の見直し等）による法制化」を求める声が強まっています [7]。今後は、本コードの運用状況を注視しつつ、海外事業者への適用（域外適用）の実効性確保や、オプトアウトの法制化を含むハードロー（法規制）の議論へと発展していく可能性が高いと考えられます。

## 5. 結論

第12回 AI時代の知的財産権検討会は、生成AIの知財ガバナンスが「解釈の提示」から「ルールの策定」へと移行する重要な転換点となりました。しかし、プリンシプル・コード（案）に対するパブリックコメントは、権利保護を求めるクリエイター・メディア側と、開発競争力を重視するAI事業者側の深い溝を浮き彫りにしました。日本が「AI主権」を確保しつつ、豊かな文化・コンテンツ産業を守るためには、両者のバランスを取る精緻な制度設計と、国際協調を見据えた継続的な議論が不可欠です。

## 参考文献

- [1] 内閣府, "AI時代の知的財産権検討会（第12回）議事次第", [https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai\\_kentoukai/gijisidai/dai12/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai12/index.html), 2026年4月23日.
- [2] 内閣府, "資料1 パブリックコメントで寄せられた主な意見", 2026年4月23日.
- [3] 内閣府, "参考資料 1-1 プリンシプル・コード（仮称）（案）【日本語版】", 2026年4月23日.
- [4] 株式会社 ABEJA 等, "資料 6-1 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」に対する共同意見書（1）", 2026年4月23日.
- [5] 日本新聞協会, "AI検索サービスに関する声明", [https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/260420\\_16248.html](https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/260420_16248.html), 2026年4月20日.
- [6] 読売新聞, "AI法で事業者に罰則検討を...著作権侵害やディープフェイク被害相次ぎ、自民が提言案", <https://www.yomiuri.co.jp/economy/20260423-GYT1T00011/>, 2026年4月23日.

[7] yoroziipsc, "日本の生成 AI 知財ガバナンスの新局面：プリンシプル・コード（案）の全貌と第 11 回検討会の報告" (インフォグラフィック), 2026 年 4 月.